

指定認知症対応型通所介護 料金表 (令和3年4月改訂)

<サービス提供時間 6～7時間>

(今津野の家)

		① 基本サービス料金	② サービス提供体制強化加算	③ 入浴介助加算	④ 介護職員処遇改善加算 (①+②+③) ×10.4%	⑤ 介護職員等特定処遇改善加算 (①+②+③) ×3.1%	合計金額 ①+②+③ +④+⑤
要介護1	利用料金	8,780	180	400	973	290	10,624
	利用者負担金(1割)	878	18	40	97	29	1,062
	利用者負担金(2割)	1,756	36	80	195	58	2,125
	利用者負担金(3割)	2,634	54	120	292	87	3,187
要介護2	利用料金	9,720	180	400	1,071	319	11,691
	利用者負担金(1割)	972	18	40	107	32	1,169
	利用者負担金(2割)	1,944	36	80	214	64	2,338
	利用者負担金(3割)	2,916	54	120	321	96	3,507
要介護3	利用料金	10,640	180	400	1,167	348	12,735
	利用者負担金(1割)	1,064	18	40	117	35	1,273
	利用者負担金(2割)	2,128	36	80	233	70	2,547
	利用者負担金(3割)	3,192	54	120	350	104	3,820
要介護4	利用料金	11,590	180	400	1,266	377	13,813
	利用者負担金(1割)	1,159	18	40	127	38	1,381
	利用者負担金(2割)	2,318	36	80	253	75	2,763
	利用者負担金(3割)	3,477	54	120	380	113	4,144
要介護5	利用料金	12,540	180	400	1,364	407	14,891
	利用者負担金(1割)	1,254	18	40	136	41	1,489
	利用者負担金(2割)	2,508	36	80	273	81	2,978
	利用者負担金(3割)	3,762	54	120	409	122	4,467

※網掛けの列の単位が変更・追加となります。

1. 契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。
2. 居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。
3. 償還払いの場合は、事業者は契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
4. 契約者に提供する食事の材料等に係る費用は別途徴収します。
5. 介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて、契約者の自己負担額を変更します。
6. 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算率は、報酬改定で定められたものです。なお、加算の額は四捨五入により算定しています。合計金額は目安の金額になります。
7. 送迎を行わなかった場合は(家族送迎、タクシーなど)片道47円の減額となります。
8. 入浴介助加算は選択できます。上記は③を選択した場合の料金です。
9. 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合、減少した月の翌々月から3月以内に限り所定単位数の3%が加算されます。
10. 令和3年4月より科学的介護推進体制加算(40単位/月)を算定いたします。令和3年10月よりADL維持等加算(30・60単位/月)を算定予定です。上記同様合計単位数に処遇改善加算及び特定処遇改善加算が加算されます。